

# 最終処分場整備基本計画 概要版

平成 30 年 3 月

五泉地域衛生施設組合



# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1節 建設地の位置 .....       | 1  |
| 第2節 埋立計画 .....         | 2  |
| 1. 計画埋立量と計画埋立対象物 ..... | 2  |
| 2. 埋立方法と埋立構造 .....     | 2  |
| 3. 覆土計画 .....          | 3  |
| 4. 跡地利用計画 .....        | 3  |
| 5. 環境保全計画 .....        | 3  |
| 6. 災害防止計画 .....        | 3  |
| 第3節 施設計画・設計 .....      | 5  |
| 1. 基本方針 .....          | 5  |
| 2. 埋立可能容量 .....        | 5  |
| 3. 全体配置計画 .....        | 7  |
| 4. 敷地造成工 .....         | 7  |
| 5. 被覆施設 .....          | 8  |
| 6. 地下水集排水施設 .....      | 11 |
| 7. 遮水工 .....           | 11 |
| 8. 雨水集排水施設 .....       | 13 |
| 9. 浸出水集排水施設 .....      | 13 |
| 10. 浸出水処理施設 .....      | 14 |
| 11. 発生ガス処理施設 .....     | 20 |
| 12. 管理施設 .....         | 20 |
| 13. 関連施設 .....         | 24 |
| 第4節 管理計画 .....         | 24 |
| 1. 維持管理計画 .....        | 25 |
| 2. 環境保全対策 .....        | 29 |
| 3. 交通安全対策 .....        | 31 |
| 第5節 概略工事工程 .....       | 32 |
| 第6節 概算工事費及び財務計画 .....  | 34 |
| 1. 概算工事費 .....         | 34 |
| 2. 財務計画 .....          | 35 |
| 第7節 事業スケジュール .....     | 36 |

## 第1節 建設地の位置

最終処分場は、「阿賀野市大日地内」（以下、「建設地」という。）に計画する。

建設地は、阿賀野市の中心からやや南東に位置し、東側約 500m に陸上自衛隊大日原演習場があり、南側に大日川が流れている。建設地は笹神丘陵の東縁の丘陵地とその南側の平坦地から成っており、標高は概ね 49～79m の範囲にある。

建設地の平坦地は、主として水田として利用されているが、一部に高さ 1.5m 前後の盛土が行われている。また、丘陵地は山林となっているが、一部は土砂採取が行われ裸地状態となっている。

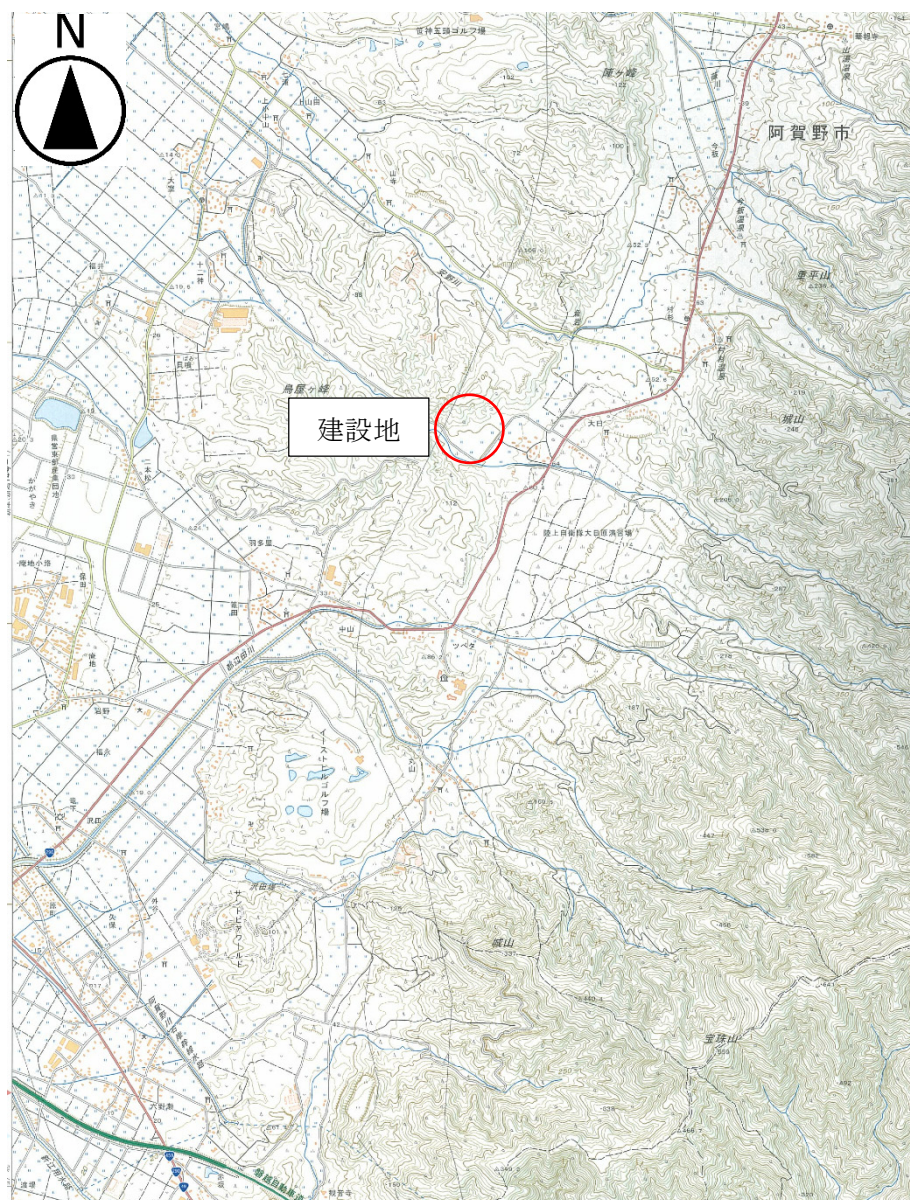


図 1.1 建設地位置図

(国土地理院 1:25000 地形図より)

## 第2節 埋立計画

### 1. 計画埋立量と計画埋立対象物

計画埋立容量を表 2.1 に示す。

表 2.1 計画埋立容量

| 対象品目                   | 区分 | 計画埋立重量<br>(t/15年間) | 単位体積重量<br>(t/m <sup>3</sup> ) | 計画埋立容量<br>(m <sup>3</sup> /15年間) |
|------------------------|----|--------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 埋立廃棄物量 (A)             |    | 63,248.3           |                               | 46,553.8                         |
| 焼却残渣                   |    | 51,039.6           | 1.4                           | 36,456.9                         |
| 不燃残渣                   |    | 6,164.7            | 1.2                           | 5,137.3                          |
| 災害ごみ                   |    | 6,044.0            |                               | 4,959.6                          |
| 焼却残渣(可燃物)              |    | 648.0              | 1.4                           | 462.9                            |
| 不燃残渣(不燃物)              |    | 5,396.0            | 1.2                           | 4,496.7                          |
| 覆土 ※埋立廃棄物量の1/3 (B)     |    | 21,082.8           | 1.5                           | 14,055.2                         |
| 埋立量 = (A)+(B)          |    | 84,331.1           |                               | 60,609.0                         |
| 施設規模(埋立容量)<br>(下三桁繰上げ) |    |                    |                               | 61,000                           |

出典

単位体積重量：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改定版（（公社）全国都市清掃会議）p207

災害ごみ：阿賀野市災害廃棄物処理計画 H27.3 水害による災害廃棄物量を参考

### 2. 埋立方法と埋立構造

#### (1) クローズドシステム処分場

埋立地の上に被覆施設を設けるクローズドシステム処分場とする。クローズドシステム処分場には、被覆施設の利用形態として、「全体上屋方式」、「上屋移動方式」があるが、当該計画においては全体上屋方式を採用する。

#### (2) 埋立構造

「準好気性埋立構造」を採用することとする。

#### (3) 貯留構造物

貯留構造物は鉄筋コンクリート構造物とする。鉛直壁のコンクリート構造物としては、ピット形式と擁壁形式がある。土質条件等を考慮して、基本設計又は実施設計時に比較検討を行い経済的な構造を決定する。

#### (4) 埋立方法

埋立地内に場内道路を設け直接運搬車両を埋立地内に進入させ、廃棄物を搬入する。搬入した廃棄物は、重機により敷き均し締固めを行う計画とする。

#### (5) 場内道路

場内道路は、積雪や凍結の可能性がないことから、勾配は 10%程度として計画する。なお、場内道路出口部には、洗車設備を設置する。また、埋立地底部には、車両の転回場を設ける。

#### (6) 埋立順序

埋立は、搬入斜路の形状を考慮して、上流側から下流側に向かって順次行う計画とする。

### 3. 覆土計画

当処分場は、クローズドシステム処分場であり、廃棄物の飛散等、周辺への影響を与えないことから即日覆土は必ずしも必要ではないが、場内環境保全、埋立跡地の地盤強度などに配慮して、適宜覆土を行うものとする。覆土量として埋立廃棄物量の 1/3 を見込む。

### 4. 跡地利用計画

跡地の利用方法としては、多目的広場と一体とした屋内スポーツ施設、公園、家庭菜園等が一般的に考えられる。しかし、本処分場が埋立完了になるのは、平成 50 年度のことであり、その後、廃止ができるまでは相当の期間を要する。その間の社会情勢の変化や、都市計画における本建設地の位置付け等、現時点では予測し難い面があり、利用計画を立案する段階で周辺住民と協議して決める必要がある。

### 5. 環境保全計画

処分場の建設、供用に伴って一般的に問題になる事項及びその対応策をまとめて表 2.2 に示す。最も重要な事項の一つとして、埋立中～埋立終了後にこれらの施設が正常な機能を果たしているかどうかを監視し、異常な状態を認めた場合には早急に対処できるようなシステムを確立しておくことである。

表 2.2 環境保全対策

| 区 分   | 問題点            | 対応策                                      |
|-------|----------------|------------------------------------------|
| 施設建設時 | 造成による土砂流出      | 沈砂池の設置                                   |
|       | 騒音・振動          | 工法、機械の選定、仮囲いの設置                          |
| 埋立中   | 浸出水による地下水域の汚染  | 適切な浸出水の排除、遮水工の維持管理、漏水検知システム、地下水モニタリングの運用 |
|       | 悪臭             | 好気性雰囲気維持                                 |
|       | 発生ガスによる火災      | 適切なガス抜き設備、消火設備、換気設備の維持管理                 |
|       | 廃棄物の飛散         | 適切な被覆施設の維持管理、散水                          |
|       | 廃棄物の流出         | 適切な貯留構造物の維持管理                            |
|       | 埋立地内への雨水・地下水流入 | 適切な被覆施設、雨水集排水施設、遮水工の維持管理                 |
|       | 景観             | 適切な被覆施設、植栽の維持管理                          |
|       | 周辺環境へ影響        | 適切な施設の維持管理、環境モニタリング                      |
| 埋立終了後 | 景観             | 適切な被覆施設、植栽の維持管理                          |

### 6. 災害防止計画

#### (1) 切土・盛土法面

法面は安定勾配（切土 1 : 1.2 盛土 1 : 1.8）により造成する。また全ての法面に植生等の保護工を施して法面の崩壊、土砂流出等に対処する。

#### (2) 防火設備

埋立ごみ質が不燃物主体であるため、発生ガス量は極めて少ないと考えられるが、不測の事態に備えて防火体制を確立するものとする。

微量であるが発生するガスを速やかに排出するためにガス抜き管を埋立地内に設ける。埋立地内や周辺設備の火災に対しては、消防法に従った防火水槽、消火器等を設置すること、

埋立地内の適所に消火用の土砂を常備すること等により防火体制を整えることとする。

### (3) 防災調整池

流域面積、開発面積及び下流河川の流下能力等を考慮の上、「防災調節池等技術基準(案)(公社)日本河川協会」、「大規模開発行為に伴う調整池等計画のてびき（案）（設置基準編）平成27年3月新潟県土木部河川管理課」に基づき、防災調整池を設置する。

また、沈砂機能にも留意し、工事中及び埋立供用を念頭に置いた流出土砂についても適切な貯留容量を確保する。

### (4) 仮設沈砂設備

工事中には相当の土砂流出があるため、土工事に先行して仮設沈砂池を設けて上澄水を放流させるものとする。

### 第3節 施設計画・設計

#### 1. 基本方針

##### (1) 計画諸元

計画諸元を表 3.1 に示す。

**表 3.1 計画諸元**

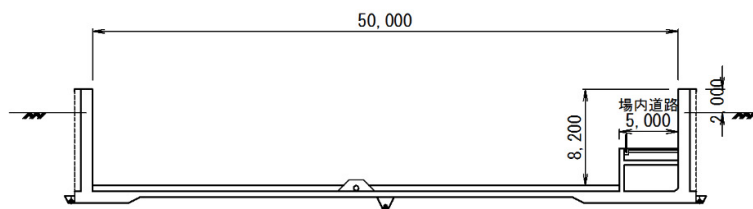
| 区分      | 諸 元                  | 備考 |
|---------|----------------------|----|
| 計画埋立期間  | 15 年間                |    |
| 計画埋立容量  | 61,000m <sup>3</sup> |    |
| 計画埋立対象物 | 焼却残渣、破碎不燃残渣          |    |
| 埋立構造    | 準好気性埋立構造             |    |

##### (2) 敷地面積

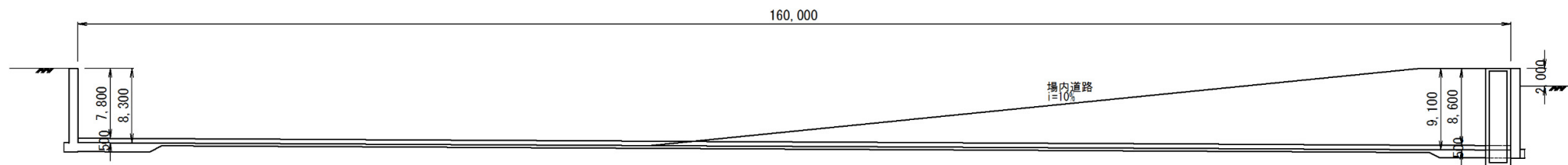
最終処分場施設用地の敷地面積は、約 4.2ha である。

#### 2. 埋立可能容量

埋立地横断面図・縦断面図を図 3.1 に示す。埋立可能容量は、61,000m<sup>3</sup>となる。



横断面図



縦断面図

図 3.1 埋立地横断面図・縦断面図

### 3. 全体配置計画

#### (1) 配置計画

##### <主要施設>

- ・敷地中央部に敷地の形状に応じて北東～南西方向に埋立地の長辺方向を配置する。
- ・貯留構造物は、半地下型式とし構造は鉄筋コンクリートとする。
- ・遮水工は、表面遮水工とし、底部及び壁面の高さ 1m まで二重シート、1m 以上を一重シートとする。埋立地底面には遮水シートの保護のために保護砂 (t=50cm) を敷設する。
- ・浸出水集排水施設は、埋立地中央部に幹線を配置し、15m ピッチで支線を配置する。
- ・浸出水集排水管幹線から縦型浸出水集排水管兼ガス抜き管を 4 箇所立ち上げる。
- ・浸出水集排水ピットから浸出水処理施設までポンプにより導水する。
- ・埋立地への進入は、大日川沿いの市道十二神大日線から行う。

なお、地下水位が高いことから、貯留構造物底部を十分な支持力が得られる深度まで下げる場合、工事中の地下水対策が必要となる。一方、設置深度を浅くする場合は、地盤改良等の補助工法が必要となる場合がある。そこで、貯留構造物の位置、深度については、造成レベルも含め、基本設計又は実施設計において経済性を比較検討し設定するものとする。

##### <管理施設・関連施設>

- ・管理棟は、浸出水処理施設と一体で設け、埋立地南西側に配置する。
- ・施設見学者用の会議室を併設する。
- ・直接搬入ごみの受入がないことから中間処理施設で計量、記録することとし計量機は、設置しない。
- ・浸出水モニタリング井戸は、地下水の流向を考慮し埋立地北側(上流側)及び埋立地南西側(下流側)に設置する。

以上のように主要施設を中心にレイアウトを行う。図 3.2 に施設配置計画図を示す。

### 4. 敷地造成工

埋立計画並びに地形測量図及び地質調査によって得られた資料に基づき、敷地の造成設計を行う。

#### (1) 土工計画

盛土には、場内で発生した土砂を利用し、残土が発生しないよう切土、盛土バランスを確保する。

#### (2) 法面計画

##### ①法面勾配

本建設地の造成計画における法面の勾配等を、表 3.2 のとおりに設定する。なお、切土法面部及び盛土法面部は今後、安定計算を行い法面勾配の妥当性を確認する必要がある。

表 3.2 法面勾配

| 区分   | 法面勾配    | 最大法高 | 小段幅  |
|------|---------|------|------|
| 切土法面 | 1 : 1.2 | 5m   | 1.5m |
| 盛土法面 | 1 : 1.8 | 5m   | 1.5m |

## ②法面排水

雨水による法面の浸食を防止するために、各小段には小段排水溝、小段集水桝及び縦排水溝を設置し、下流の雨水排水施設に導水する。

## ③法面保護

雨水表流水による法面崩壊・土砂流出の防止及び法面の緑化を図るため、表 3.3 に示す法面保護工を選定する。本計画においてはモルタルの吹き付け及び外来種等による緑化等を行わず、より自然に近い方法で緑化を施す。

**表 3.3 法面保護工**

| 区 分  |     | 工 種   |
|------|-----|-------|
| 切土法面 | 礫質土 | 客土吹付工 |
|      | 粘性土 | 種子散布工 |
| 盛土法面 |     | 種子散布工 |

## (3) 伐開除根

建設地の一部は、山林であり中高木が繁茂している。施設建設に際しては、伐木、除根を行い造成工事を行う必要がある。

## 5. 被覆施設

### (1) 被覆施設の構造形式

当該計画では、全体上屋方式とするため、コストが安い鉄骨折板屋根を採用する。

### (2) 積雪に対する考え方

当該地区は、設計積雪深が 1.4m と比較的小さいことから耐雪型の屋根とする。

### (3) 施設上屋の構造形式

施設上屋の構造形式については、前述のとおりであるが、規模（スパン）、形状、強度、施工性、経済性等を考慮して、システム建築が適すると考える。

図 3.3 に被覆施設の立面図を示す。

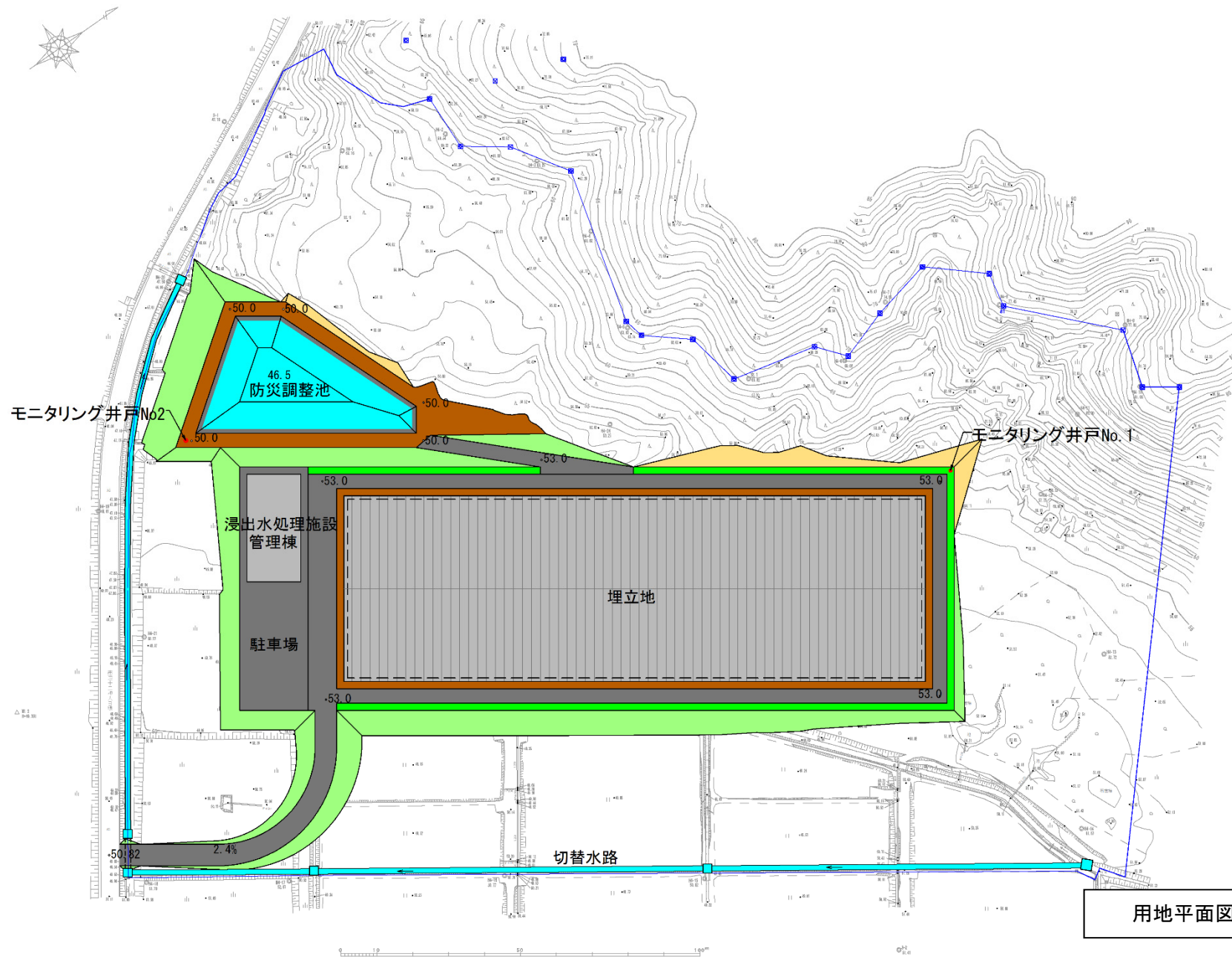


図 3.2 施設配置計画図

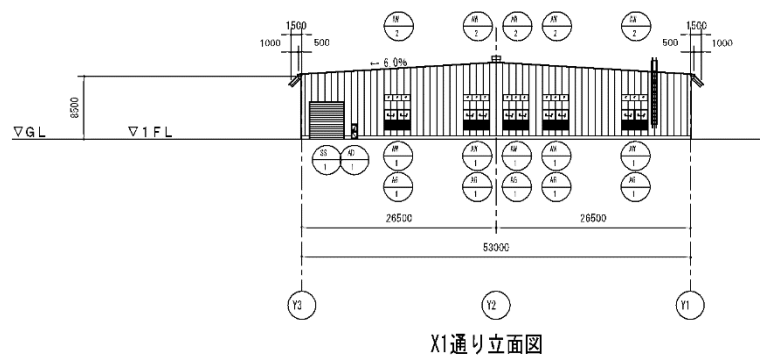
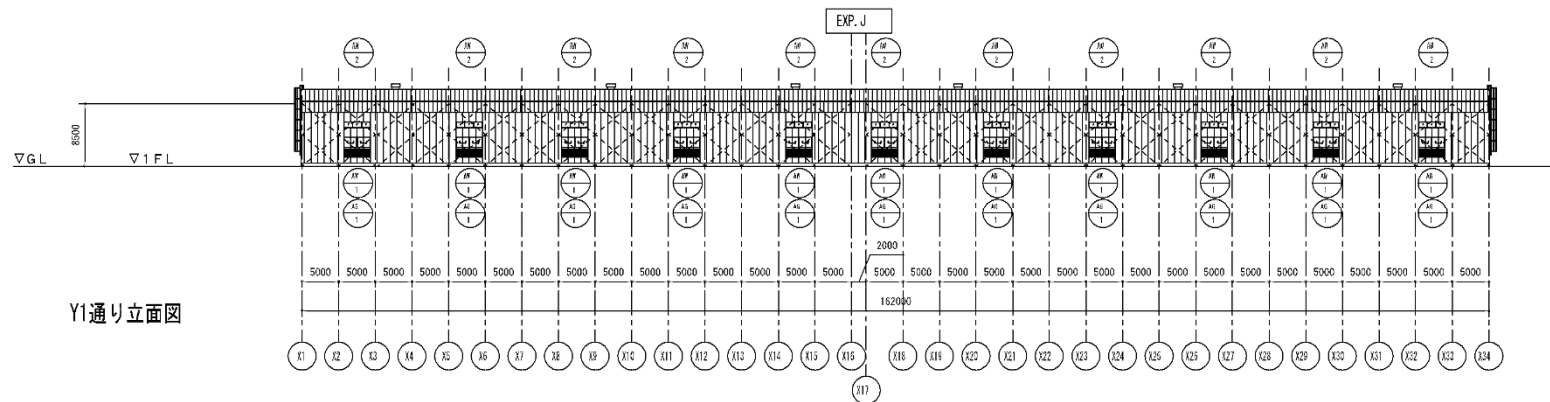
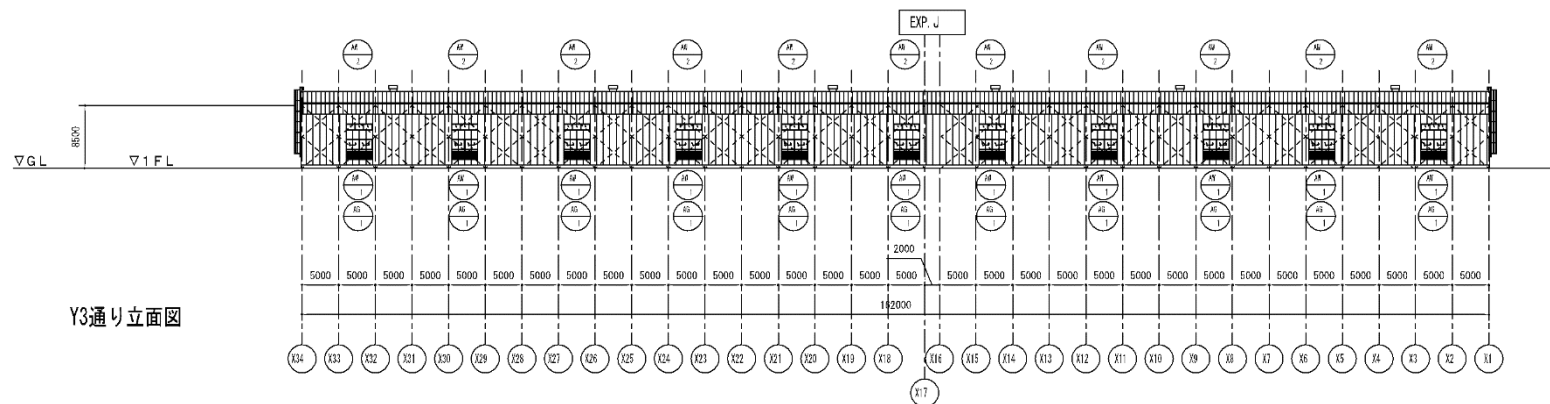
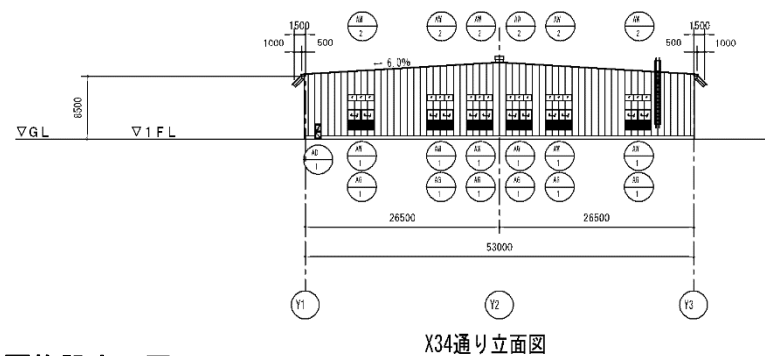


図 3.3 被覆施設立面図



## 6. 地下水集排水施設

地下水による悪影響を防止するため、地下水集排水管を貯留構造物下部及び背面に敷設する。

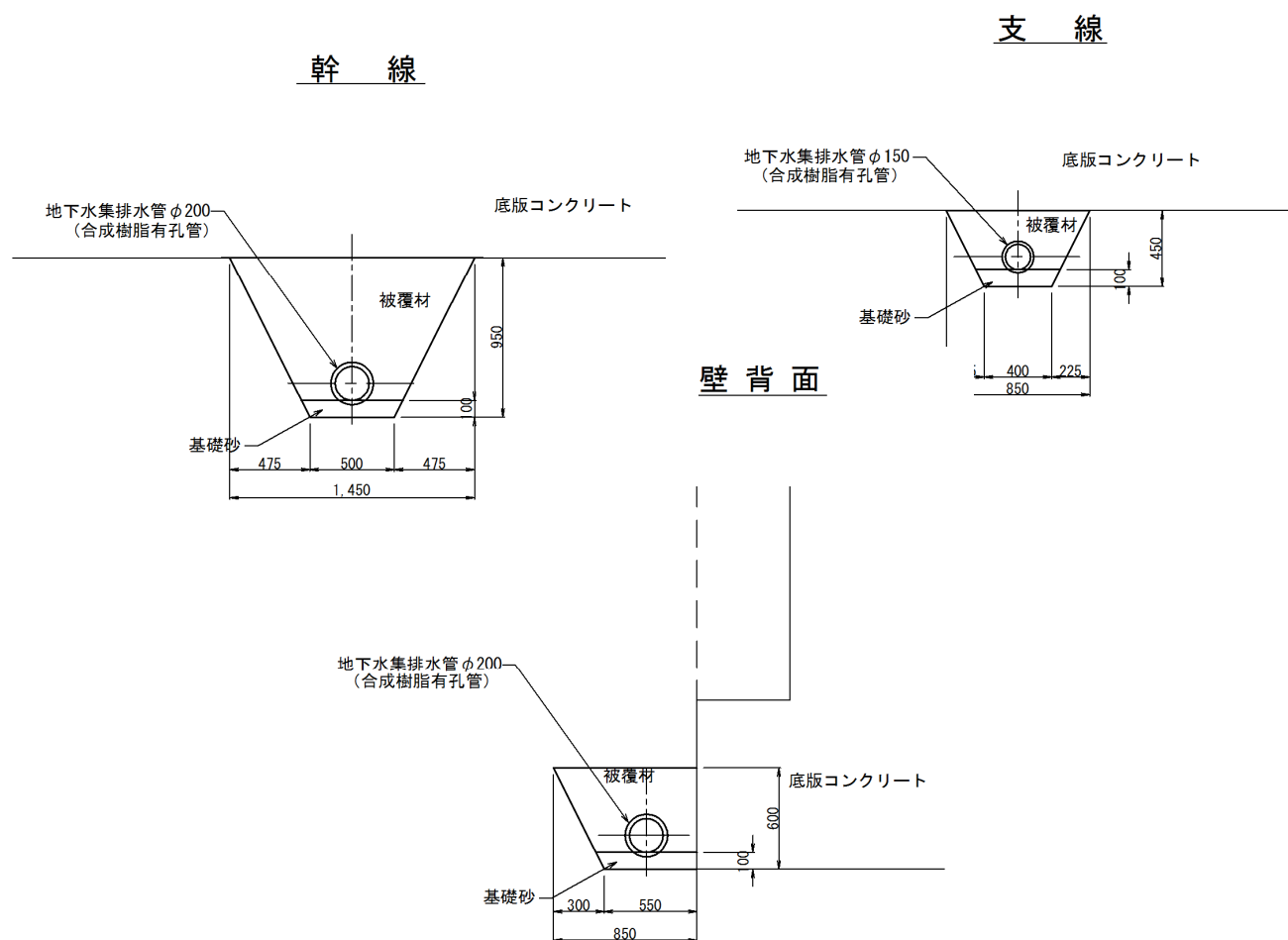
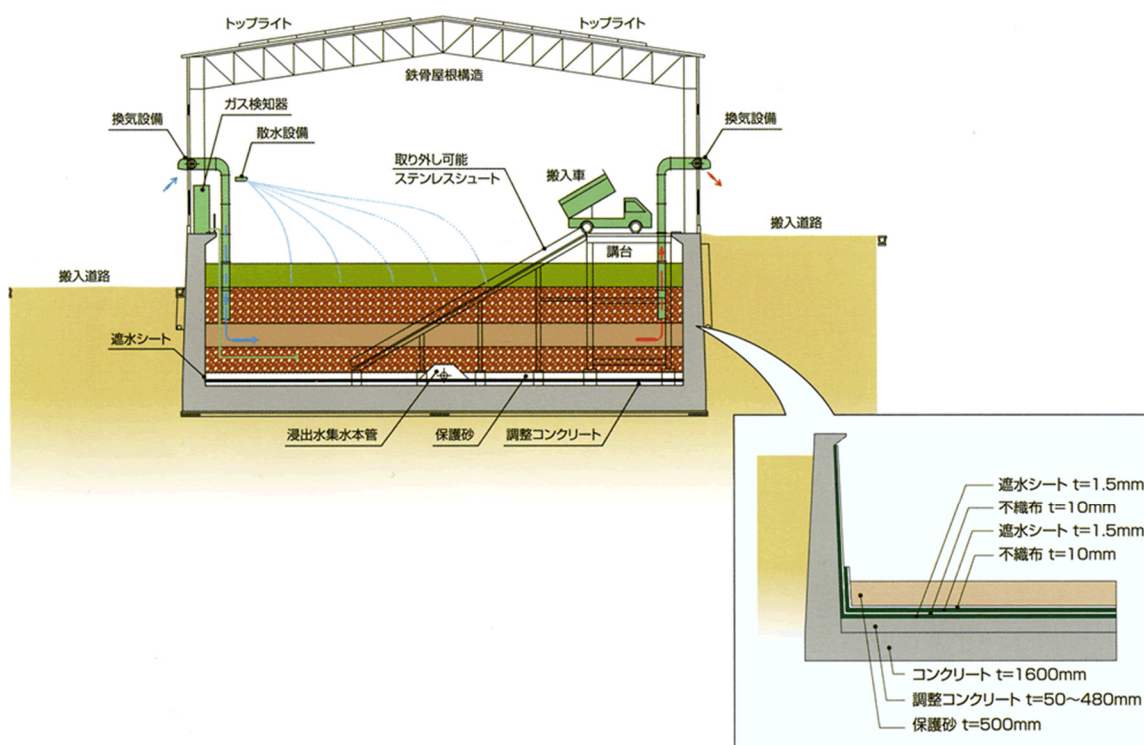


図 3.4 地下水集排水管構造図

## 7. 遮水工

### (1) 遮水シート

底部のみ 2 重の遮水シートとし壁面は 1 重の遮水シートを基本とする。



出典：南濃衛生施設利用組合 HP

図 3.5 遮水工の概念図

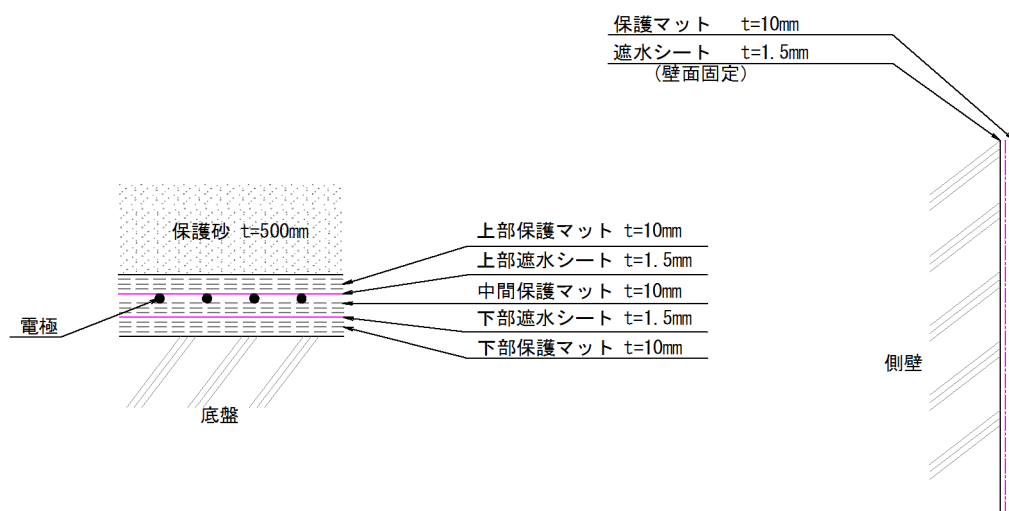
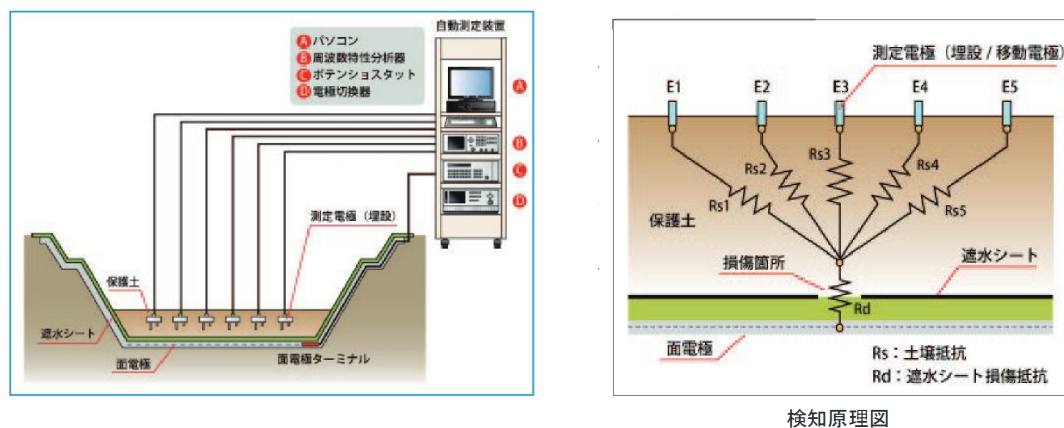


図 3.6 遮水シート標準図

## (2) 漏水検知システム

実績及び施工の現実性を考慮して、電氣的検知法を採用する。電氣的検知法には、種々のものがあるが、具体的に採用するシステムについては、設計時に詳細に検討することとする。



出典：三ツ星ベルト（株）HP

図 3.7 電気的検知法の例

## 8. 雨水集排水施設

建設地内の降雨は、雨水集排水施設により速やかに集水し防災調整池へ導水する。防災調整池において、流量調整後、開渠により建設地西側の既設排水路へ放流する。また、建設地の中央を流れる水路に関しては、盛土の南側及び西側法先付近に切替水路を設けることとする。

## 9. 浸出水集排水施設

### (1) 配置

本計画の配置形式としては、埋立地の形状及び底面勾配に配慮して、分枝型を採用する。「最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改定版（（公社）全国都市清掃会議）（以下「計画・設計・管理要領」という。）では、支線の間隔として 10～20m 程度が示されていることから 15m とする。

### (2) 管径

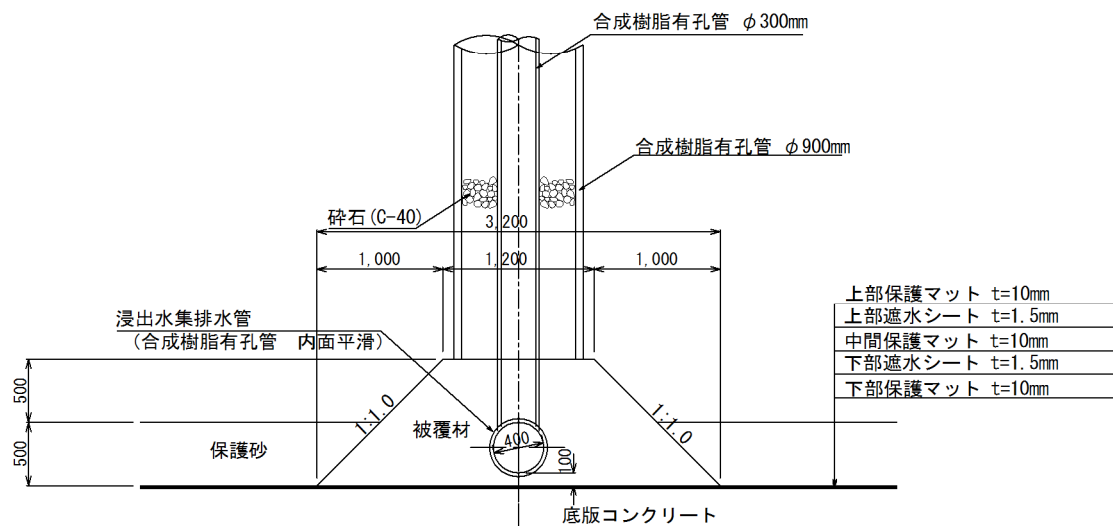
「計画・設計・管理要領」では、「集排水管は空気供給及びガス抜き機能を兼ねるので、使用管径は 200mm 以上とすることが望ましい」としている。そこで、支線を  $\phi$  200mm とし、幹線を倍の  $\phi$  400mm とする。

### (3) 管種

管種は、可とう性、耐候性、経済性等を考慮して、硬質ポリエチレン管(合成樹脂有孔管)を採用する。

浸出水集排水管の構造例を図 3.8 に示す。

## 幹 線



## 支 線

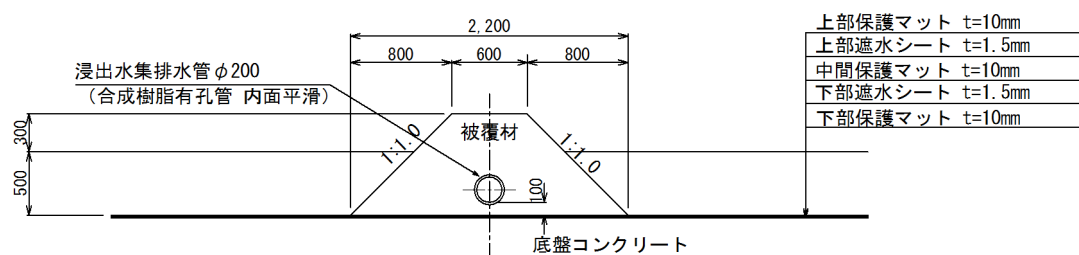


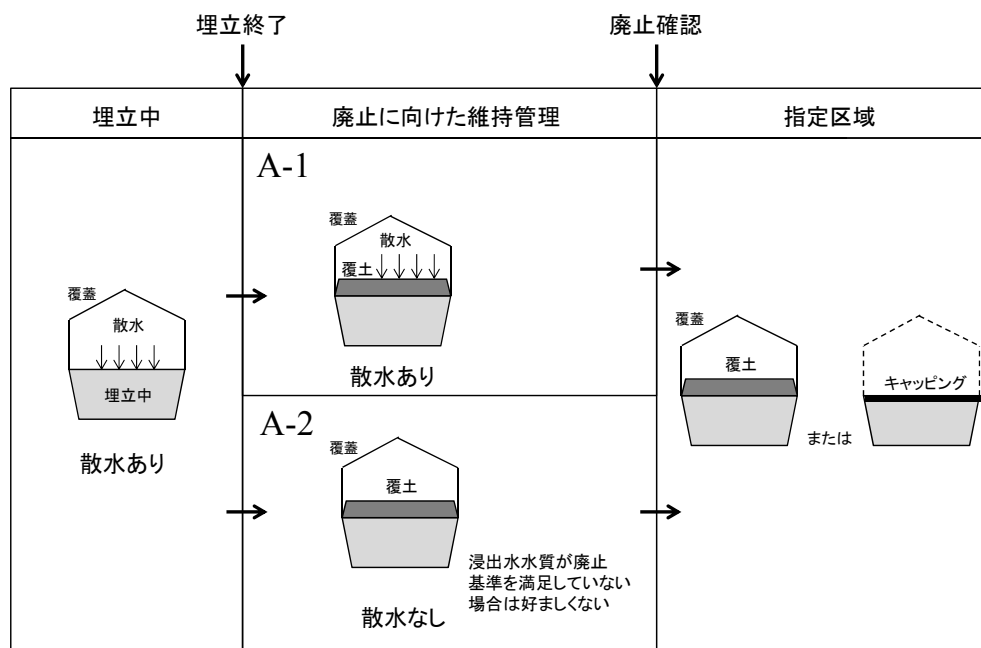
図 3.8 浸出水集排水管構造例

### 10. 浸出水処理施設

#### (1) クローズドシステム処分場の安定化・無害化のシステム

本施設は、屋内の作業環境の保全と埋立物の安定化を促進させることを目的に散水を行う計画とする。

当該施設は、埋立完了後においても被覆施設は撤去しない方針であることから、図 3.9 に示す処分場の安定化の概念図 (A パターン) に該当する。



出典：クローズドシステム処分場技術ハンドブック（NPO 最終処分場技術システム研究協会）

図 3.9 安定化の概念(A パターン)

## (2) 施設規模

### ①処理量

液固比を 3 として浸出水量を算定する。埋立廃棄物量を 46,600m<sup>3</sup>、埋立期間を 17 年※、埋立終了後 5 年間散水を行うとして、埋立中と埋立終了後の液固比を変えて浸出水量を算定した結果を表 3.4 に示す。埋立中～埋立終了期間を通じて浸出水量が最小となるのは、ケース 3 となり、浸出水量は 17.9m<sup>3</sup>/日となる。これより、浸出水処理施設規模を 18m<sup>3</sup>/日として以後の計画を進めるが、基本設計時に詳細検討を行い規模を決定するものとする。  
 ※埋立期間は 15 年としているが、埋立廃棄物 46,600m<sup>3</sup>に災害廃棄物を約 5,100m<sup>3</sup>を見込んでいるため、災害廃棄物が発生せず 46,600m<sup>3</sup>すべてを通常の廃棄物とする場合は、埋立期間が 17 年となる。

表 3.4 浸出水量算定結果

|      | 埋立中                                      |                            | 埋立終了                                     |                            |
|------|------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
|      | 液固比<br>(m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> ) | 浸出水<br>(m <sup>3</sup> /日) | 液固比<br>(m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> ) | 浸出水<br>(m <sup>3</sup> /日) |
| ケース1 | 1.5                                      | 11.3                       | 1.5                                      | 38.3                       |
| ケース2 | 2.0                                      | 15.0                       | 1.0                                      | 25.5                       |
| ケース3 | 2.3                                      | 17.3                       | 0.7                                      | 17.9                       |
| ケース4 | 2.5                                      | 18.8                       | 0.5                                      | 12.8                       |

### ②散水量

浸出水量を 17.9m<sup>3</sup>/日、浸出係数を 0.8 として、必要散水量を算定すると 17.9m<sup>3</sup>/日/0.8 = 22.4m<sup>3</sup>/日となる。

埋立作業環境の保全及び埋立物の安定化を目的として、埋立地全域に必要な水量を散水できるようにスプリンクラーを設置する。

### ③調整槽容量

浸出水量は、散水量によって制御できることから、水量の変動に対処するための調整槽は必要ないと考えられる。しかし、被覆施設が破損して雨水が侵入する場合も考えられることから、浸出水調整容量を、被覆が破損した場合を想定して算定する。

仮定条件は以下のように設定する。

- ・破損面積：被覆全体の1割( $53 \times 162 \times 0.1 \div 860 \text{m}^2$ )
- ・修復期間：2日（仮復旧に要する期間）
- ・降水量：過去15年間の2日間最大降水量（2011年7月29日～30日 210.5mm）
- ・浸出係数：1.0(降雨全量が浸出水になると仮定)

浸出水量  $Q$

$$Q = C \cdot I \cdot A = 1.0 \times 210.5 \text{mm} / 1000 \times 860 \text{m}^2 = 181.0 \text{m}^3$$

これは、処理水量の10日分に相当する。

### (3) 浸出水処理水

浸出水処理水に関しては、「一般廃棄物処理施設建設候補地に係る施設概略検討業務報告書」において、現況河川の利用状況から排水することが困難であることから、公共下水道への放流又は循環無放流を基本方針としている。そこで、散水により出てくる浸出水の処理水について、下水道も含めた他施設での処理と循環無放流について検討する。

これらの基本的な考え方を表 3.5 に示す。

**表 3.5 処理方法の概要**

| 処理方法      | 下水道などの他施設で処理                                             | 循環無放流                                                                       |
|-----------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 概要        | 下水道排除基準を下回る水質まで処理を行い、下水道施設に移送する。                         | 処理を行い、廃棄物の飛散防止、汚濁物質の洗い出し、有機物の分解に必要な散水に利用する。                                 |
| 特徴        | 埋立中は、散水量により浸出水量が決まる。<br>埋立終了後に覆蓋を撤去する場合は、降水量により浸出水量が決まる。 | 埋立中は、散水量により浸出水量が決まる。<br>埋立終了後に覆蓋を撤去する場合は、埋設散水設備＋キャッピングシートにより浸出水量を調整する場合がある。 |
| 水質基準      | トリクロロエチレン、ほう素、ふっ素、よう素消費量、温度が厳しい。                         | 法的な基準はないが、自主的に基準（公共水域と同等など）を設けて散水に使用する場合が多い。                                |
| 浸出水処理施設   | 下水道側の受け入れ基準を満足することができる処理設備とする。（軽微な処理で済む場合がある）            | 塩類の濃縮が生じる可能性があるため、脱塩処理等を考慮する必要がある。                                          |
| 関係機関との協議等 | 下水道管理者との協議が必要。                                           | なし。                                                                         |

下水道管への接続に関して、阿賀野市上下水道局と協議を行った結果、当該地区からの下水道排水施設には、ステンレス製の水管橋が多数存在することが判明した。高濃度塩分の排水によって、これらの施設の腐食は避けられないことから、塩分除去を行わずに放流することは困難と判断した。

塩分除去を行うためには前処理が必要となり、循環無放流と同様な処理施設が必要となる。このため下水道放流は、処理費用に加え下水道料金が必要となり合理的でなくなる。

以上のことから、基本的には処理水を循環利用する無放流方式とする。

#### (4) 計画流入水質

本施設の浸出水は、既存クロードシステム処分場の実績及び研究事例を参考に、表 3.6 に示すように想定する。

**表 3.6 浸出水水質設定（案）**

| 項 目                             | 単位   | 設定値     | 備 考                      |
|---------------------------------|------|---------|--------------------------|
| 水素イオン濃度<br>(pH)                 |      | 7.0～9.0 |                          |
| 生物化学的酸素要求量<br>(BOD)             | mg/L | 50      |                          |
| 化学的酸素要求量<br>(COD)               | mg/L | 100     |                          |
| 浮 遊 物 質<br>(SS)                 | mg/L | 200     |                          |
| 全 窒 素<br>(T-N)                  | mg/L | 200     |                          |
| カルシウムイオン<br>(Ca <sup>2+</sup> ) | mg/L | 3,000   | 排ガス処理剤として重曹を使用する場合は設定しない |
| 塩化物イオン<br>(Cl <sup>-</sup> )    | mg/L | 20,000  |                          |

#### (5) 脱塩

焼却残渣中の無機塩類（Cl）により塩化物イオン濃度が高くなり、機器の腐食などの原因となるため、通常の浸出水処理に加え、脱塩処理を行う必要がある。

#### (6) 処理方式の設定

##### ①計画処理水質

当該施設では、浸出水は無放流とする方針であることから、排水基準等、水質基準を満足させる必要はない。しかし、塩類による設備・機器の腐食等を考慮して、放流水に準じた水質を設定する。

処理水質の設定例を参考に計画処理水質を表 3.7 のように設定する。

**表 3.7 計画処理水質**

| 項 目      | 単位       | 設定例※    | 設定値     |
|----------|----------|---------|---------|
| pH       | —        | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |
| BOD      | mg/L     | 10～20   | < 20    |
| COD      | mg/L     | 10～20   | < 50    |
| SS       | mg/L     | 10～20   | < 10    |
| T-N      | mg/L     | 10～20   | < 60    |
| カルシウムイオン | mg/L     | < 100   | < 100   |
| 塩化物イオン   | mg/L     | < 200   | < 500   |
| ダイオキシン類  | pg-TEQ/L | < 10    | < 10    |

※出典：クロードシステム処分場技術ハンドブック（NPO 最終処分場技術システム研究協会）

②処理フロー

クローズドシステム処分場の浸出水処理フローの例を図 3.10 に示す。

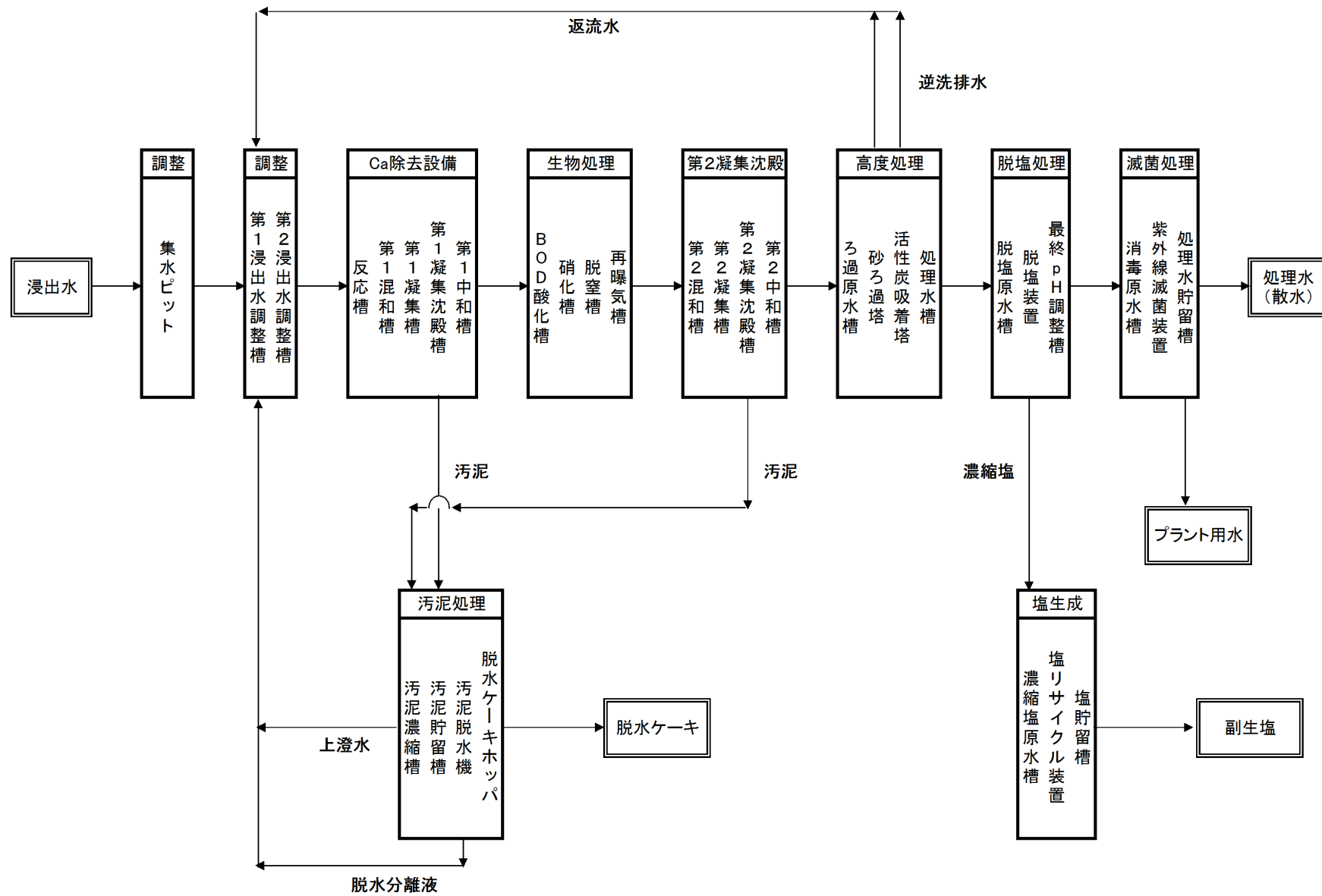


図 3.10 浸出水処理フロー

## 1 1. 発生ガス処理施設

本施設の場合、埋立対象物が焼却残渣、破碎不燃残渣であることから推定すると、ガスはほとんど発生しないと考えられるが、準好気性埋立のための空気供給にとっても必要な施設であることからガス抜き設備を設けるものとする。

「廃棄物最終処分場性能指針」では、2,000 m<sup>2</sup>に1箇所以上設置することとしている。当該処分場は埋立面積が約7,900 m<sup>2</sup>であることから、4箇所程度必要となる。図 3.11 にガス抜き設備構造例を示す。

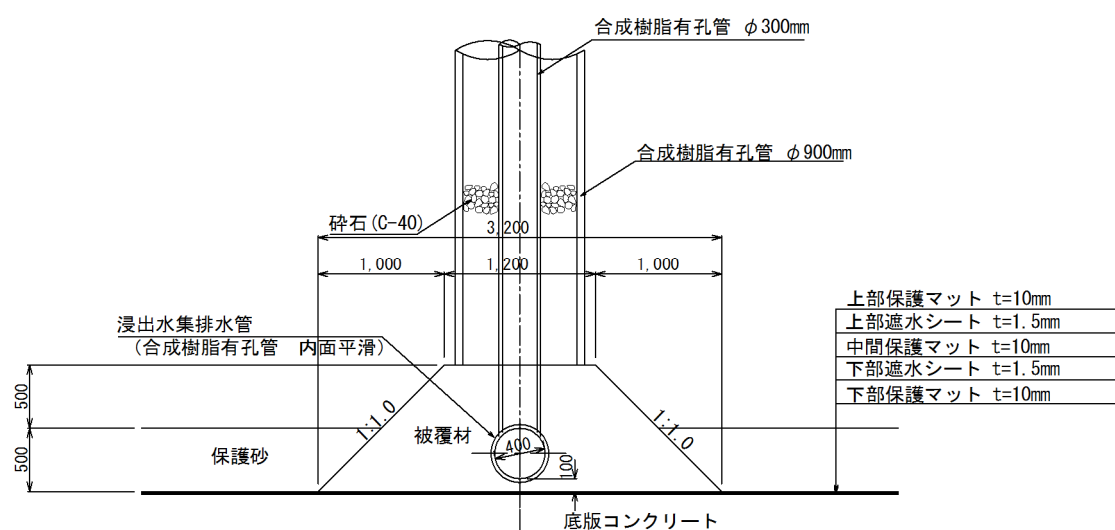


図 3.11 縦形ガス抜き設備構造例

## 1 2. 管理施設

### (1) 搬入管理設備

本施設の搬入管理は、直接搬入ごみの受入がないことからトラックスケールは設置しないこととする。埋立廃棄物は、中間処理施設において計量するものとする。

### (2) モニタリング設備

モニタリングは、施設・設備が正常に機能しているか、あるいは周辺環境に変化が生じていないかを継続的に確認を行うものであり、散水量、浸出水等の埋立管理のためのモニタリングと環境管理のためのモニタリングに分けられる。

モニタリング計画案を表 3.8 に示す。

#### ①埋立管理

散水量、浸出水、場内環境、埋立層を対象にモニタリングを行う。

#### ○モニタリング設備

- ・ 浸出水調整設備 : 流量計、pH計、電気伝導率計
- ・ 場内環境 : 温度計、湿度計、ガス濃度計

## ②環境管理

遮水工の機能が低下していないか監視するために地下水のモニタリングを行う。その他、施設周辺における騒音、振動、悪臭、土壌汚染、公共用水域の水質等については影響がほとんどないと考えられるため日常的管理において対処することとし、状況に応じて環境測定を実施する。

### ○モニタリング設備

- ・観測井 : 2箇所
- ・地下水モニタリングピット : 1箇所
- ・漏水検知システム : 1式

表 3.8 モニタリング計画

| 区分   |      | 調査箇所             | 調査頻度  | 調査項目                              |
|------|------|------------------|-------|-----------------------------------|
| 埋立管理 | 散水量  | 埋立地              | 散水時   | 散水量、散水時間、気温、湿度                    |
|      | 浸出水  | 浸出水調整槽           | 1 回/日 | 日浸出水量、電気伝導率、pH                    |
|      |      |                  | 1 回/月 | BOD、COD、SS、カルシウム、塩化物イオン           |
|      |      |                  | 1 回/年 | 排水基準項目※ <sup>1</sup>              |
|      | 場内環境 | 埋立地              | 作業前・中 | 気温、湿度、酸素濃度、二酸化炭素濃度、メタンガス濃度、有害ガス濃度 |
|      |      |                  | 適時    | 粉じん、石綿                            |
|      | 埋立層  | 埋立廃棄物            | 適時    | 温度、発生ガス量・組成                       |
|      |      |                  | 1 回/年 | 残余容量                              |
| 環境管理 | 地下水  | 観測井<br>モニタリングピット | 1 回/月 | 電気伝導率、pH、塩化物イオン                   |
|      |      |                  | 1 回/年 | 地下水等検査項目※ <sup>2</sup> 、ダイオキシン類   |
|      | 漏水   | 遮水工              | 1 回/日 | 漏水検知                              |

※1 排水基準項目：アルキル水銀化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、1,4-ジオキサン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、窒素含有量、燐含有量、ダイオキシン類

※2 地下水等検査項目：アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン

### (3) 管理棟

最終処分場の管理を統合的に行うため管理棟を設置する。管理棟は浸出水処理施設と一体として設ける。

管理棟・浸出水処理施設の計画例を図 3.12 に示す。

### (4) 管理道路

管理道路は、最終処分場内の施設等を管理するために設置する道路である。一般車両が進入することではなく、通行は管理車両に限定されることから、必要最小の施設として設計する。なお、被覆施設と管理用道路の間は、屋根からの落雪に配慮し、2m の碎石敷き用地を設ける。

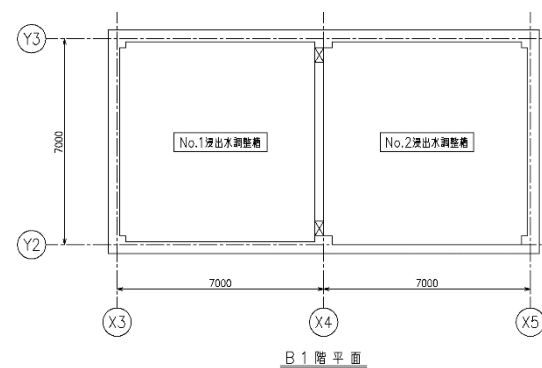
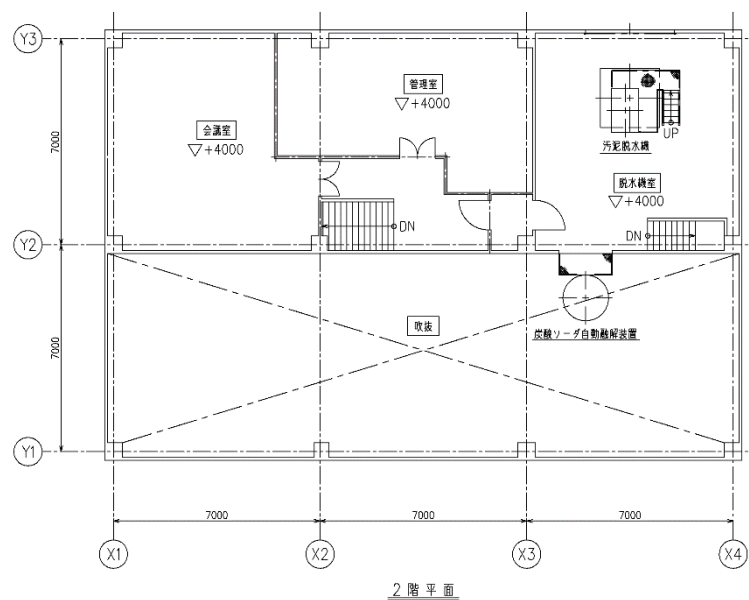
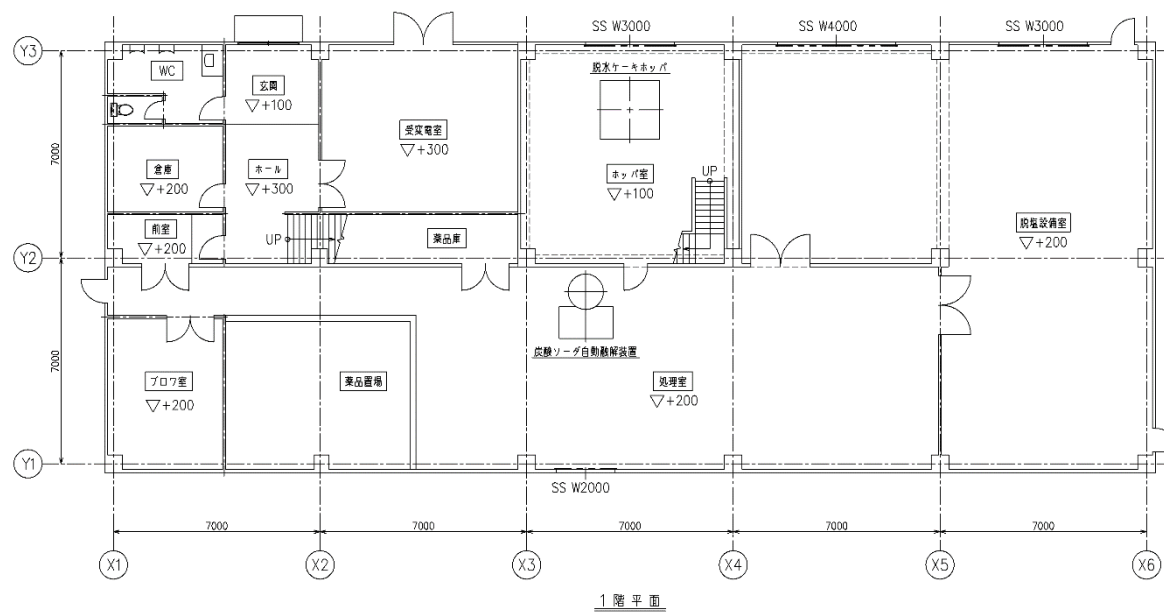


図 3.12 浸出水処理施設・管理棟平面図(例)

#### (5) その他（洗車場）

洗車設備は、廃棄物を搬入するトラック等が、埋立地外の道路を汚さないために設ける施設である。本施設では、埋立地内の場内道路部にプール式の洗車設備を設けることとする。洗浄に使用した水は、浸出水処理施設に送水し、適切に処理する。

### 1 3 . 関連施設

#### (1) 搬入道路

市道十二神大日線から埋立地までの間に設ける道路であり、廃棄物搬入車両と関係車両が通行する道路である。積雪、凍結を考慮して余裕のある幅員、縦断勾配で計画する。

搬入道路の道路規格は、「道路構造令の解説と運用」に準じ、3種5級道路とする。また、設計交通量は、L 交通（100 台/日・方向）とする。

#### (2) 門・囲障設備・立札

##### ①門・囲障

門扉を施設入口部に設置する。また、みだりに施設内へ立ち入るのを防止するため、施設用地外周部にフェンスを設置する。門扉は積雪を考慮し下部に隙間を設けて設置し、フェンスは積雪用とする。

##### ②立札

処分場入り口部に「基準省令※」に定める立札を設置する。

#### (3) 防災調整池

開発行為により雨水の流出状況が変化して排水先の大日川の流量が変化することのないよう、雨水流出量を調整するため防災調整池を設ける。

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

## 第4節 管理計画

### 1. 維持管理計画

維持管理基準に対する本施設での対応を表 4.1 に示す。また、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」による維持管理基準に対する本施設での対応を表 4.2 に示す。

また、維持管理に係る記録・閲覧の内容を表 4.3 に示す。

表 4.1 一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 (1/2)

| 維持管理基準 |                                                                       | 管理計画                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1)     | 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。                                   | 埋立地に被覆施設を設置する。適時埋立廃棄物表面に散水を行う。                                               |
| 2)     | 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。                                        | 埋立地内の帯水を避け、廃棄物層内を好気性雰囲気につつ。                                                  |
| 3)     | 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。                        | 埋立地内の禁煙を厳守する。散水栓、消火器を設置する。                                                   |
| 4)     | ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。                     | 埋立地の上に被覆施設を設けることにより、ねずみ等の生息を防止する。必要に応じて殺そ剤を散布する。                             |
| 5)     | 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。                              | 埋立地周縁にはフェンスを設置して侵入を防止する。入口部の門扉及び、被覆施設入口扉には施錠を行う。                             |
|        | 閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。                     | 被覆施設により埋立地の範囲を明らかにする。                                                        |
| 6)     | 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 | 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。          |
| 7)     | 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。           | 定期点検により変形の有無を確認し、損壊のおそれがあるかを把握し、損壊のおそれがあると認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。           |
| 8)     | 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。                                        | 埋立地底面に厚さ 50cm の保護砂を設ける。また、壁面部には、保護マット (t=10mm) を敷設する。                        |
| 9)     | 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。    | 漏水検知システムを導入するとともに管理員による定期的な点検、水質検査により監視する。異状が認められた場合には、速やかに原因を究明し、必要な措置を講ずる。 |
| 10)    | 最終処分場の周縁の 2 箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。          | 2 箇所の観測井及び地下水集排水管の地下水の水質検査を行う。                                               |
|        | イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。                           | 地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を埋立開始前に 1 回以上測定・記録する。                                |
|        | ロ.埋立処分開始後、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録すること。                              | 地下水等検査項目を、1 回/年以上の頻度で測定・記録する。                                                |
|        | ハ.埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を 1 月に 1 回以上測定・記録すること。                       | 電気伝導率、塩化物イオン濃度を、1 回/月以上の頻度で測定・記録する。                                          |
|        | ニ.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに、再測定するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。  | 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定・記録する。検査記録は、埋立地廃止まで保管する。      |

表 4.1 一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 (2/2)

| 維持管理基準 |                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 管理計画                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 11)    | 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。                                                                                                                                                                             | 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、直ちに埋立を中止し、その原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。 |
| 12)    | 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。                                                                                                                                                                                                                         | 埋立地周縁の雨水集排水施設の維持管理を励行し、埋立地周縁の雨水が浸入することを防止する。                             |
| 13)    | 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。                                                                                                                                                                                                                     | 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じる。                |
| 14)    | <p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。<br/>           (1)排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。<br/>           (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。</p> | 無放流とするが、浸出水処理設備について定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じる。                     |
| 14)-2  | 防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                          |
| 15)    | 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。                                                                                                                                                                                                                            |                                                                          |
| 16)    | 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。（ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。）                                                                                                                                                                                                                 |                                                                          |
| 17)    | 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。（ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。）                                                                                                                                                                  | 埋立処分終了後、厚さが50cm以上の土砂による覆いにより開口部を閉鎖する。                                    |
| 18)    | 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。                                                                                                                                                                                                                                          | 埋立終了後は、被覆施設は残置し最終覆土の損壊を防止する。                                             |
| 19)    | 残余の埋立容量について1年に1回以上測定・記録すること。                                                                                                                                                                                                                                                    | 定期的(1回/年以上)に測量を実施して埋立量を把握し、残余容量を算定・記録する。                                 |
| 20)    | 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。                                                                                                                                                                                                            | 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、処分場廃止までの間保存する。                      |

表 4.2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準

| 維持管理基準 |                                                                                                                                                                                                 | 管理計画                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1)     | 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。<br>イ.埋立開始前にダイオキシン類濃度を測定・記録すること。<br>ロ.埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類濃度を測定・記録すること。<br>ハ.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類濃度を測定・記録すること。 | 2箇所の観測井及び地下水集排水管の地下水の水質検査を行う。<br><br>ダイオキシン類濃度を埋立開始前に1回以上測定・記録する。<br>ダイオキシン類を、1回/年以上の頻度で測定・記録する。<br>電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかにダイオキシン類濃度について測定・記録する。検査記録は、埋立地廃止まで保管する。 |
| 2)     | ダイオキシン類濃度検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。                                                                                          | ダイオキシン類濃度に係る水質検査の結果、異状が認められた場合には、直ちに埋立を中止し、その原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。                                                                                                       |
| 3)     | 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。<br>イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。<br>ロ.放流水のダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施・記録すること。                                                                                       | 無放流とするが、浸出水処理設備について定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じる。                                                                                                                         |

表 4.3 廃掃法施行規則に定める維持管理に係る記録・閲覧事項

| 項 目                                                                                        | 記録の内容                                                               | 常備期日 1)           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ・埋め立てた一般廃棄物                                                                                | ・各月ごとの種類及び数量                                                        | 翌月の末日             |
| ・地下水検査結果<br>・ <del>放流水の水質検査</del> 2)                                                       | ・採取した場所<br>・採取した年月日<br>・検査結果の得られた年月日<br>・検査結果                       | 結果の得られた月の翌月の末日    |
| ・地下水の悪化が認められた場合に講じた措置                                                                      | ・措置を講じた年月日<br>・措置の内容                                                | 点検又は措置を講じた月の翌月の末日 |
| ・擁壁等の点検<br>・遮水工の点検<br>・浸出液調整池<br>・浸出液処理設備（防凍措置を含む）                                         | ・点検を行った年月日<br>機能低下又は損壊のおそれ若しくは機能の異状が認められた場合<br>・措置を講じた年月日<br>・措置の内容 |                   |
| ・記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供しなければならない。<br>・閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒んではならない。 |                                                                     |                   |

1) 常備期日：記録を備え置かなければならない期日

2) 無放流であることから該当しない項目

## 2. 環境保全対策

### (1) 場内環境

埋立地内作業環境に関して、留意すべき事項を表 4.4 に示す。

表 4.4 場内環境の確保のために留意すべき事項

| 留意すべき事項 | 対 策                            |
|---------|--------------------------------|
| 粉じん     | 散水により粉じんの発生を抑制<br>作業員の防塵マスクの着用 |
| 酸素欠乏    | ガス検知器による測定<br>換気               |
| 埋立ガス    |                                |
| 温度      | 温度測定<br>換気                     |
| 照度      | 採光窓の設置<br>照明の点灯                |

### (2) 周辺環境保全対策

#### ① 工事中の環境保全対策

##### ア. 大気質

- ・ 工事車両の出口での洗浄
- ・ 造成面の早期緑化
- ・ 排ガス対策型機械の使用
- ・ 工事車両の点検・整備、適正な走行速度の指導
- ・ 土砂運搬車両からの飛散防止対策

##### イ. 水質

- ・ 防災調整池等を設置するまでの間の沈砂池等の設置
- ・ 防災調整池、沈砂池に降雨、濁水を貯留
- ・ 濁水処理装置の設置

##### ウ. 水象

- ・ 防災調整池の設置
- ・ 地下水涵養への影響が少なくなるよう、地形改変の最小限化
- ・ 造成面の早期緑化

##### エ. 土壌

- ・ 土砂運搬車両からの飛散防止対策

##### オ. 騒音

- ・ 低騒音型重機の使用
- ・ 工事車両及び搬入車両の点検・整備、適正な走行速度の指導

##### カ. 振動

- ・ 低振動型重機の使用
- ・ 工事車両及び搬入車両の点検・整備、適正な走行速度の指導

##### キ. 地盤

- ・ 切土部及び盛土の法面保護工等の実施
- ・ 改良土の使用による安定性の確保
- ・ 安全な切盛勾配の確保

- ・堅固な構造物の採用
- ク. 植物・動物・生態系
  - ・残置森林エリアの確保
  - ・造成面の早期緑化
  - ・低騒音型重機の使用（対象：猛禽類）
- ケ. 景観
  - ・貯留構造物及び法面の植栽、緑化
  - ・周辺景観と調和した被覆施設の色の採用
- コ. 人と自然との触れ合い活動の場
  - ・造成面の早期緑化
- サ. 廃棄物等
  - ・伐採木のうち、幹周りの大きいものは用材として利用
- シ. 温室効果ガス等
  - ・伐採木の施設内における再利用
  - ・造成面の早期緑化
  - ・工事車両、重機等のアイドリングストップ

## ②供用中の環境保全対策

- ア. 大気質
  - ・被覆施設による粉じん発生の抑制
  - ・廃棄物搬入車両の出口での洗浄
  - ・排ガス対策型機械の使用
  - ・廃棄物搬入車両の点検・整備、適正な走行速度の指導
  - ・廃棄物搬入車両からの飛散防止対策
- イ. 水質
  - ・防災調整池の設置
  - ・浸出水の循環利用（河川等に放流しない。場外に搬出しない。）
  - ・漏水検知システムを導入するなど、万が一のリスクに対応できる遮水システム採用
- ウ. 水象
  - ・防災調整池の設置
- エ. 騒音
  - ・低騒音型重機の使用
  - ・廃棄物搬入車両の点検・整備、適正な走行速度の指導
- オ. 振動
  - ・低振動型重機の使用
  - ・廃棄物搬入車両の点検・整備、適正な走行速度の指導
- カ. 悪臭
  - ・被覆施設による悪臭発散の抑制
  - ・準好気性埋立構造による悪臭の発生抑制
  - ・廃棄物搬入車両の積荷に覆いを設置
- キ. 植物・動物・生態系
  - ・低騒音型重機の使用（対象：猛禽類）
- ク. 廃棄物等
  - ・浸出水処理施設の脱塩処理から発生する副生塩の有効利用

ケ．温室効果ガス等

- ・ 廃棄物搬入車両、重機等のアイドリングストップ

### 3. 交通安全対策

- ・ 廃棄物搬入車両に安全運転を遵守させる。
- ・ 通学時間を避けるように十分配慮する。
- ・ 交通事故対策、運転者教育等のマニュアルを整備し、運転者への教育を徹底することで事故防止に努める。

## 第5節 概略工事工程

概略の工事工程は、図 5.1 に示すとおりである。

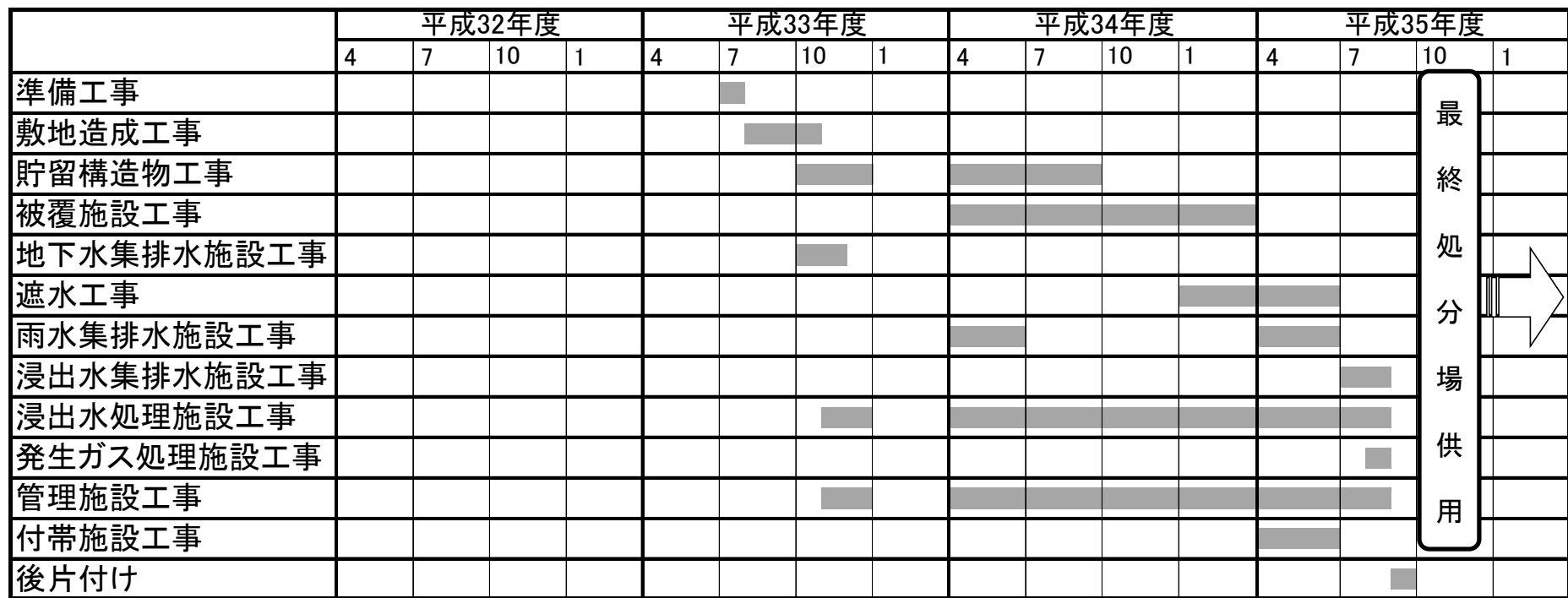


図 5.1 工事概略工程

## 第6節 概算工事費及び財務計画

### 1. 概算工事費

基本計画図を基に本工事の概算事業費を算出する。積算単価は既存資料や、建設物価等の資料を参考に設定した。また、諸経費は環境省の「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」にて算出した。概算工事費集計表を表 6.1 示す。

**表 6.1 概算工事費集計表**

| 工 種         | 金 額(千円)   | 備考 |
|-------------|-----------|----|
| 直接工事費       |           |    |
| 造成工事        | 42,800    |    |
| 貯留構造物工事     | 399,000   |    |
| 被覆施設工事      | 706,000   |    |
| 地下水集排水施設工事  | 6,600     |    |
| 遮水設備工事      | 258,200   |    |
| 雨水集排水施設工事   | 16,500    |    |
| 浸出水集排水設備工事  | 11,300    |    |
| ガス抜き設備工事    | 300       |    |
| 管理施設工事      | 36,100    |    |
| 関連設備工事      | 30,700    |    |
| 直接工事費計      | 1,507,500 |    |
| 諸経費         | 361,000   |    |
| 土木建築工事価格    | 1,868,500 |    |
| 浸出水処理施設工事価格 | 1,440,000 |    |
| 工事価格        | 3,308,500 |    |
| 消費税 (10%)   | 330,850   |    |
| 本工事費        | 3,639,350 |    |

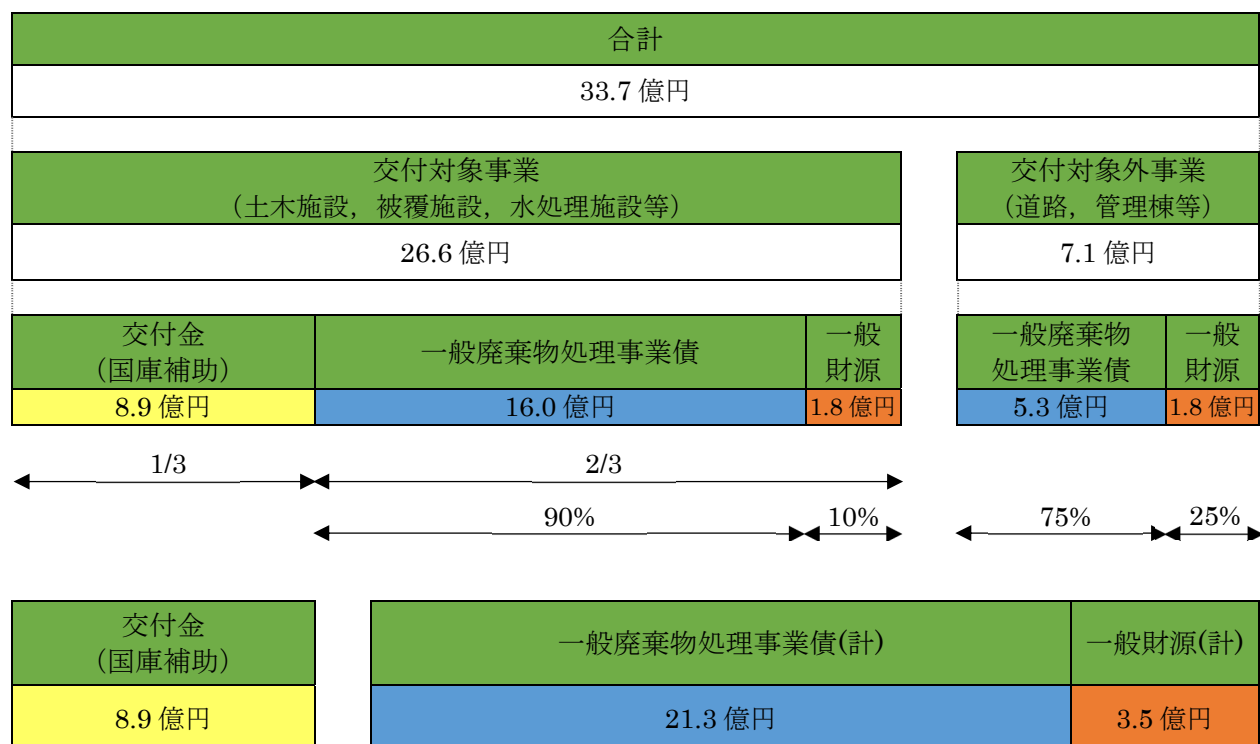
## 2. 財務計画

施工監理費を含む概算建設費を表 6.2 に示す。

**表 6.2 概算建設費 [億円]**

| 項目       | 公共水域 |
|----------|------|
| 埋立地建設費   | 18.7 |
| 水処理施設建設費 | 14.4 |
| 施工監理費    | 0.6  |
| 計        | 33.7 |

最終処分場を整備する財源として、環境省の循環型社会形成推進交付金（交付率：交付対象事業の 1/3）を最大限活用するものとして、交付対象事業から交付金を除いた部分のうち、90% は一般廃棄物処理事業債を活用し、交付対象外事業については、一般廃棄物処理事業債 75% を活用した場合の財源内訳を図 6.1 に示す。



**図 6.1 最終処分場整備事業の財源措置イメージ**

※合計等の一部は四捨五入により値が一致しない場合がある

## 第7節 事業スケジュール

図 7.1 に事業スケジュール（案）を示す。

- ・平成 30 年度・・・・施設基本設計 生活環境影響調査
- ・平成 31 年度・・・・生活環境影響調査、用地取得、施設実施設計
- ・平成 32 年度・・・・施工業者選定
- ・平成 33 年度・・・・建設工事
- ・平成 34 年度・・・・建設工事
- ・平成 35 年度～・・・・建設工事(完了)、施設供用

|          | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設基本設計   | ■      | ■      |        |        |        |        |
| 生活環境影響調査 | ■      | ■      |        |        |        |        |
| 用地取得     |        |        | ■      |        |        |        |
| 施設実施設計   |        | ■      | ■      |        |        |        |
| 施工業者選定   |        |        | ■      |        |        |        |
| 建設工事     |        |        |        | ■      | ■      | ■      |
| 施設供用     |        |        |        |        |        | ■      |

図 7.1 事業スケジュール（案）

